

第21回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年2月15日(火) 午前9時30分から午前10時

2 開催場所 光市役所 3階 第5会議室

3 出席委員(10人)

農業委員

1番	田村	尚利
2番	河村	晴夫
5番	鬼武	敬子
6番	西岡	正信
7番	宮内	昭壽
8番	藤本	準一
9番	吉岡	弘
10番	山本	忠男
11番	弘田	靖
12番	田村	耕一(会長)

農地利用最適化推進委員 一

4 欠席委員

農業委員(2人)

3番	出穂	真奈美
4番	小林	勉

農地利用最適化推進委員(一)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく
農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 弘 光宣

農政振興係長 寺尾 貴志

議長

みなさんおはようございます。

只今から、第21回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は10名で定足数に達しており、総会は成立しています。

次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、8番、藤本準一委員、9番、吉岡弘委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の寺尾係長を指名いたします。

議長

それでは議事に入ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局

総会議案の1ページをご覧ください。

それでは、議案第1号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」ご説明いたします。

今月の申請は2件でございます。

それでは、議案第1号の1番目についてご説明します。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は東京都千代田区に本店を置く電気工事業他を営む法人で、譲渡人は岩国市に居住する個人です。

申請のあった土地は、大字立野地内の、光市役所周防出張所から南西約1.4kmに位置する1筆で、登記地目は田、面積は2,495㎡の荒廃地です。

譲受人は太陽光発電事業の拡大を計画し、当該農地の維持管理が困難になり処分先を探していた譲渡人からここを取得し、パネル設置面積2,480㎡、発電出力345.6kwの太陽光発電施設を建設しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないため第2種農地と判断いたします。第2種農地は他に代替えとなる用地がない場合は許可できるとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これは該当するものではありません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供される用地はすべて取得される計画であり、特に問題はないと考えます。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電施設であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、田村尚利委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長

田村委員、補足説明をお願いします。

1番

今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、施設内容等について

は特に問題はないと考えております。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、番号2について説明を求めます。

事務局

議案第1号番号2についてご説明いたします。

本件も所有権移転による転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は福岡市に本店を置く電気事業他を営む法人で、譲渡人は市内に居住する個人です。

申請のあった土地は、大字浅江地内の、市役所浅江出張所から北西約1.2 kmに位置する1筆で、登記地目は田、面積は1,050 m²の自作地です。

譲受人は太陽光発電事業の拡大を計画し、当該農地の維持管理が困難になり処分先を探していた譲渡人からここを取得し、パネル設置面積503.47 m²、発電出力49.5kwの太陽光発電施設を建設しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

当該用地は、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないため第2種農地と判断いたします。第2種農地は他に代替えとなる用地がない場合は許可することができるとされております。

それでは「農地の区分」です。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺

農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これは該当するものではありません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供される用地はすべて取得される計画であり、特に問題はないと考えます。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電施設であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、西村委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長

説明は以上です。

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第2号について説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。

光市長から、農用地利用集積計画の承認を求められています。

これは、農地法の許可を必要とせずに市が計画した農用地利用集積計画に基づいて、農地の貸し借りができる制度です。市が公告することで効力が発生しますが、事前に農業委員会の承認が必要となります。

別紙の農用地利用集積計画書をご覧ください。

いずれも更新、2件6筆で面積は6,650㎡です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。説明は以上です。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

事務局 報告事項第1号及び第2号は一括してご説明いたします。

はじめに、報告事項第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」ご説明します。

届出の件数は、3件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

続きまして、報告第2号「非農地証明について」です。

届出の件数は、1件でございます。

内容については記載のとおりでございます。

地区担当の委員さんほか2名の委員さんと、事務局1名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

説明は以上でございます。

議長 只今の報告第1号及び第2号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(なしの声)

議長 質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

以上で、第21回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和4年2月15日開催の第21回光市農業委員会総会の議事録である。

令和4年 月 日

光市農業委員会 会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____

光市農業委員 _____